

令和7年3月25日

軌道の安全輸送の確保について

熊本市交通局に対し、令和7年3月25日に熊本城・市役所前停留場付近において、乗客6名、運転士1名が負傷する車両衝突事故を発生させたことに関し、標記文書を出しました。

記

○〔文書の概要及び添付書類〕

【別添】軌道の安全輸送の確保について（警告）（写）

<問い合わせ先>

九州運輸局鉄道部安全指導課

担当：松尾 麻生

電話：092-472-4062



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります



九運鉄安第215号
令和7年3月25日

熊本市交通事業管理者 井芹 和哉 殿

九州運輸局 鉄道部長
永松 靖



軌道の安全輸送の確保について（警告）

軌道の安全輸送の確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところであり、貴局においては、令和6年9月20日付け九運鉄監第19号「保安監査の結果について」により、輸送の安全に係る業務を適切に実施するよう指示を行い、現在も最終報告に向けて改善に取り組んでいる最中であるにもかかわらず、本日8時31分頃、熊本城・市役所前停留場付近において、乗客6名、運転士1名が負傷する車両衝突事故を発生させたことは、誠に遺憾である。

公共交通機関としての社会的信頼を失墜させる事故であり、軌道経営者として事の重大性を十分に認識するとともに、早急に事故の詳細にわたる原因究明を行ったうえで必要な再発防止策を講じ、安全輸送の確保に万全を期すよう厳重に警告する。

なお、事故原因及び具体的な再発防止策については、速やかに文書により報告されたい。